職員の懲戒処分について

【事案1】

- 被処分者
 都市計画部 主幹 55 歳 男性
- 2. 処分内容 戒告
- 3. 処分年月日 令和4年7月27日

4. 非違行為の概要

税務部債権管理課において、令和4年3月9日午後、窓口で8人の納付者から納付された現金1,391,817円について、同日終業時刻前に集計作業を行ったところ、100,000円が不足していることが判明した。

公金亡失当時、現金を手提げ金庫に入れた状態で、施錠されることなく保管庫に格納し、当該保管庫も施錠していない管理が常態化しており、公金を慎重かつ適正に管理できていなかったこと、出納員で管理監督者でもある当該職員が本来すべきであった適切な公金管理を指導徹底できていなかったことから現金が亡失したと認められる。

以上のような行為は、公務に対する信用を著しく傷つける行為として地方公務 員法第 33 条に違反する行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくな い非行であり、地方公務員法第 29 条第1項第1号及び第3号の規定により当該 職員を戒告の懲戒処分とした。

5. その他

窓口で対応した2名の職員及び当該職員を管理監督する立場にあった3名の職員を同日付で口頭厳重注意とした。

【事案2】

- 1. 被処分者
- (1) 上下水道局 主查 48 歳 男性
- (2)都市計画部 主幹 56歳 男性
- (3) 環境部 主幹 57 歳 男性
- 2. 処分内容
- (1)停職6箇月
- (2) 3箇月間の減給10分の1
- (3) 1 箇月間の減給 10 分の 1
- 3. 処分年月日 令和4年7月27日

4. 非違行為の概要

(1) 当該職員は、平成 26 年4月から令和4年3月までの8年間、時間外勤務時間中に743回(1,528時間)、また、令和3年10月から令和4年3月までの間、勤務時間中に103回(126時間)にわたり公用パソコンで業務とは関係のないインターネット閲覧を行い、不正に4,755,957円の給与を受給した。

なお、不正に受給した給与については、6月17日に全額を返還している。 以上のような行為は、公務に対する信用を著しく傷つける行為として地方公 務員法第33条に違反し、また、職務に専念する義務を定めた地方公務員法第 35条に違反する行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により当該職員 を停職6箇月の懲戒処分とした。

(2) 当該職員は、所属長として、時間外勤務命令の適正な執行についての責任者であるにも関わらず、平成29年度から令和3年度までの5年間にわたり、その管理を怠った。

このような行為は、公務に対する信用を著しく傷つける行為として地方公務員法第33条に違反する行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により当該職員を3箇月間の減給10分の1の懲戒処分とした。

(3) 当該職員は、所属長として、時間外勤務命令の適正な執行についての責任者であるにも関わらず、平成28年度の1年間、その管理を怠った。

このような行為は、公務に対する信用を著しく傷つける行為として地方公務 員法第 33 条に違反する行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行であり、地方公務員法第 29 条第1項第1号及び第3号の規定により 当該職員を1箇月間の減給 10 分の1の懲戒処分とした。

5. その他

当該職員を管理監督する立場にあった2名の職員を同日付で口頭厳重注意とした。